

札幌市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会等が犯罪の抑止を目的として防犯カメラを設置する場合に、予算の範囲において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、町内会（単位町内会又は自治会をいう。以下同じ。）又は連合町内会（以下「町内会等」という。）とする。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町内会等が行う防犯カメラを設置する事業に要する経費（保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料を除く。）のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) カメラ、録画装置、その他の防犯カメラを構成する機器、防犯カメラの設置に伴い必要となる表示用設備の購入及び機器、設備の取付け等に係る経費。
- (2) 本補助金により設置した防犯カメラについて、道路管理者等からの撤去の要請等のために要する機器等の撤去及び設備の再取付けに係る経費。ただし、事業の廃止に伴う撤去は対象としない。

(補助金の額及び補助台数)

第4条 補助対象経費の限度額は以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号にあっては、設置する防犯カメラ1台につき、180,000円とする。
- (2) 前条第2号にあっては、再取付けする防犯カメラ1台につき、100,000円とする。
- (3) 1町内会当たりの補助台数の限度は、以下のとおりとする。
- (4) 前条第1号にあっては、平成30年度以降の累計補助台数を1町内会当たり8台とする。
- (5) 前条第2号にあっては、令和3年度以降の累計補助台数を1町内会当たり8台とする。

(補助の対象となる要件等)

第5条 補助の対象となる防犯カメラの要件は、次のとおりとする。ただし、カメラや録画装置の機器の要件の詳細について、別に定めるものとする。

- (1) 交付申請時に設置又は購入されていないこと。ただし、第3条第2号に係る交付申請は除く。
 - (2) 市長が定める日までに、札幌市内に設置されること。
 - (3) 犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置される防犯カメラであって、録画機能があること。
 - (4) 道路、公園その他不特定多数の者が通行又は利用する場所（以下「道路等」という。）を対象として撮影するものとし、撮影された映像のうち道路等の画像面積が概ね2分の1以上であること。
 - (5) 防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示されるものであること。
 - (6) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- 2 補助金の交付を受けようとする町内会等は、次に定める要件を満たさなければならない。
- (1) 札幌市が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、管理運用規程

を定めること。

- (2) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、当該町内会等を構成する住民の合意形成を諮ること。
 - (3) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該権利を有する者を含む。）の同意を得ること。
 - (4) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。
 - (5) 防犯カメラを設置又は再取付けすることについて、警察と設置場所及び画角を協議すること。
- 3 暴力団員及び暴力団密接関係者が役員である団体その他公共の福祉に反する活動を行っている団体は、補助金の交付を申請することができない。
 - 4 同一の事業について、他の補助制度等により補助を受けようとする町内会等又は補助を受けている町内会等は、補助金の交付を申請することができない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、別に定める期間内に、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の決定）

- 第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書」（第3号様式）により通知するものとする。

（申請内容の変更等）

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた町内会等（以下「補助団体」という。）が、申請内容を変更又は中止するときは、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金変更等承認申請書」（第4号様式）（以下「変更等承認申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により変更等承認申請書の提出があつたときは、変更等内容を審査し、当該内容について理由があると認められるときは、これを承認し、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金変更等承認通知書」（第5号様式）により通知するものとする。

（事業報告）

第9条 補助団体は、防犯カメラの設置又は再取付けを完了したときは、速やかに「札幌市地域防犯カメラ設置補助事業実績報告書」（第6号様式）（以下「報告書」という。）に、関係書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告書が提出されたときは、その内容を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金確定通知書」（第7号様式）により、補助団体に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 規則第17条第1項各号の規定により交付決定の取消し等を行った場合又は規則第18条第1項の規定により補助金の返還等をさせた場合において、補助団体に損害を及ぼすことがあっても、市長は賠償の責を負わないものとする。

(書類の保存)

第12条 補助団体は、規則第22条に定める補助事業等に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、収支の証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(防犯カメラの維持管理)

第13条 補助団体は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して5年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

(補助の期間)

第14条 この要綱による補助の実施期間は、施行の日から令和9年3月末日までとする。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。